

志賀町公告第 1 2 1 号

「志賀町 G X 産業団地」産業振興構想策定に関するサウンディング調査及び支援業務委託に係る公募型プロポーザルの公告

次のとおり、公募型プロポーザルを実施する。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

石川県羽咋郡志賀町
志賀町長 稲岡 健太郎

1 業務委託の概要

- (1) 業務委託名 「志賀町 G X 産業団地」産業振興構想策定に関するサウンディング調査及び支援業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 1 5 日
- (3) 業務内容 「志賀町 G X 産業団地」産業振興構想策定に関する業務
- (4) 契約限度額 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案の募集参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 業務仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 志賀町財務規則（平成 17 年 9 月 1 日規則第 35 号）第 99 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 志賀町暴力団排除条例（平成 24 年志賀町条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団に該当しないこと。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

(7) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 募集方法

(1) 町ホームページに掲載（本実施要領、業務仕様書、各種様式等）

各種様式等については、町ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配付は行わない。

4 質問書の受付期間及び回答

(1) 提出期限 令和8年10月20日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 別紙の質問書(様式第4号)により、電子メールにて提出すること。

なお、メール送信後に担当部署(巻末に記載)まで電話連絡すること。

(3) 回答日 町ホームページで順次回答する。

(4) 回答方法 町ホームページで回答する。

※回答の内容は、本実施要領及び業務仕様書の追記・修正とみなす。

5 参加表明書及び企画提案書等の作成要領

(1) 参加表明の必要となる書類

※すべて原本を1部提出することとし、書類はA4サイズとすること。

①参加表明書（様式第1号）

②提案者概要（様式第2号の1）

③法人等の役員名簿（様式第2号の2）

(2) 参加表明書等の提出

①提出締切 令和8年10月27日（火）午後5時まで（必着）

②提出方法 担当部署（巻末に記載）まで持参又は郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）

(3) 企画提案の提出に必要な書類

①企画提案書（様式第3号） ※正本1部、副本10部（副本は複写でも可）

(4) 企画提案書等の提出

①提出締切 令和8年11月6日（金）午後5時まで（必着）

②提出方法 担当部署（巻末に記載）まで持参または郵送（簡易書留郵便又は一般書留郵便）すること。合わせてデータファイルをEメールで送付すること。

③様式 原則、様式第3号による提出とするが、提案内容をより分かりやすく説明するための資料を任意様式による別添提出を受け付ける。ただし、資料の左上にどの審査項目の資料であるか明記すること。

6 問い合わせ先

志賀町役場商工観光課産業団地整備室

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

電話番号 (0767) 32-1183